

令和5年度団体客誘致拡大事業

しまなみ中国やまなみ沿線観光協会連絡協議会団体助成募集要項

事業名 貸切バス代及び貸切船代助成事業

(趣旨)

第1条 この要項はしまなみ中国やまなみ沿線観光協会連絡協議会内地域へ観光客の増大を図るため、募集型企画旅行を催行する旅行業者に対し、当協議会が予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。(交付対象期間、助成金の額及び交付条件等)

第2条 期間は令和5年6月1日より令和6年3月31日までにツアーの催行が完了することとする。但し令和5年12月25日～令和6年1月3日を除く

① 助成金対象エリア

実施期間	助成金総額	協議会構成エリア (12市町)
令和5年6月1日～令和6年3月31日 * 除外日あり (第2条へ記載) <u>* 但し限度額に達した時点で終了</u>	当協議会で決定した金額 (変更する場合があります)	愛媛県今治市・上島町 広島県尾道市・三原市・竹原市・福山市・府中市・世羅町・三次市・庄原市・島根県雲南市・松江市

② 助成金額

出発地 エリア別及び日帰りと宿泊で助成金額を下記の通りとする

	宿泊	日帰り
エリア1	30,000円	20,000円
エリア2	40,000円	20,000円
エリア3	40,000円	設定なし

* エリア2 エリア3 追加助成あり (助成条件2 注釈参照)

エリア1) 中国・四国地方

エリア2) 近畿・九州 (福岡、佐賀、大分)

エリア3) 北海道、東北、関東、東海、北陸、九州 (沖縄、鹿児島、宮崎、熊本、長崎)

③ 助成条件

1、募集型企画旅行に限定 (組織内募集旅行は不可)

2、宿泊の場合 当協議会内に一泊以上宿泊 (食事条件は問わない)

注釈) 2泊目以降当協議会内に宿泊される場合は20,000円を追加助成
但し当協議会内に3泊以上されても2泊分で打ち切り

3、日帰りの場合 当協議会内で食事 (昼食又は夕食 * 協議会内業者へ注文された弁当も可)
かつ有料施設一カ所以上 (有料ガイドも含む)

4、参加者数 15名以上 (乗務員、バスガイド、添乗員は除く)

- 5、貸切バス及び貸切船（車種・船種は問わない）利用旅行商品に限定
 - *同一ツアーで貸切バスと貸切船を両方利用する場合は、どちらか一方の助成に限り申請ができる。
- 6、募集チラシ又は旅程表に「しまなみ助成（ツアー）」の表示を明記する。
- 7、参加者へ「ざくっとしまなみドライブマップ」を出発当日配布すること
 - 出発日3日前までに主催される旅行会社へ参加者分枚数を事務局より送付します
- 8、1事業者3回まで。但し支店、営業所が異なればそれぞれ3回まで申請可能
 - *宿泊と日帰り合算で3回まで
- 9、チラシ又は自社ホームページで広報すること
- 10、他の助成と併用できる（全国旅行支援等）
- 11、宿泊の場合は出発日2週間前 日帰りの場合は1週間前までに催行可否を必ず連絡
 - *福山観光コンベンション協会又は雲南市観光協会へ連絡
- 12、新型コロナウイルス感染防止対策を施し実施すること

第3条 助成金の交付を受けようとするものは、申請書をツアー出発14日前までに、実施報告書をツアー終了後の翌日から起算して14日以内に下記の書類を提出しなければならない。

- 1、申請書（様式1）・実施報告書（様式2）・請求書（様式3）
 - *請求書は、当協議会より交付決定通知書が発行された後、提出となります
- 2、請求明細書（実施月に複数のツアーを設定した場合）
- 3、ツアーごとに立ち寄りを証明することができる書類（領収書、クーポン、請求書他の写し）

（助成金の交付決定等）

第4条 協議会は、前条の申請書類を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に支払わなければならない。

（その他）

- 第5条
- 1、提出された申請書、実施報告書、添付資料に不正並びに著しい不備があった場合、助成金の申請を取り消す。
 - 2、実施報告書(兼請求書)など第3条に定めた書類の提出が、提出期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。
 - 3、天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

・協議会構成13市町観光協会

今治地方観光協会、上島町観光協会、因島観光協会、尾道観光協会、三原観光協会、竹原市観光協会、福山観光コンベンション協会、府中市観光協会、世羅町観光協会、三次観光推進機構、庄原観光推進機構、雲南市観光協会、松江観光協会

詳細事項お問合せ及び書類（申請書、報告書、変更申請書、請求書）の提出先

<p>(公社) 福山観光コンベンション協会 〒720-0067 広島県福山市西町2丁目10番18号 福山商工会議所ビル4階 電話 084-926-2649 ファックス 084-926-0664 メール kyokai@fukuyama-kanko.com 担当者/有木知弥</p>
<p>又は (一社) 雲南市観光協会 〒690-2404 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-4 電話 0854-47-7878 ファックス 0854-47-7879 メール u-kankou@unnan.or.jp 担当者/内藤 毅</p>
<p><事務局> * 請求書送付先 (一社) 尾道観光協会 〒722-0036 広島県尾道市東御所町1-20 J B 本四高速尾道ビル1階 電話 0848-36-5495 メール ishihara@ononavi.jp 担当者/石原 尚味</p>

書類提出方法

郵送又はメールにて提出して下さい。